

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成30年12月13日(2018.12.13)

【公開番号】特開2018-158238(P2018-158238A)

【公開日】平成30年10月11日(2018.10.11)

【年通号数】公開・登録公報2018-039

【出願番号】特願2018-136611(P2018-136611)

【国際特許分類】

A 45 D 20/12 (2006.01)

A 45 D 20/10 (2006.01)

【F I】

A 45 D 20/12 C

A 45 D 20/12 K

A 45 D 20/12 F

A 45 D 20/10 103

【手続補正書】

【提出日】平成30年11月1日(2018.11.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

手持ち式電気器具であって、

外側壁を有するハンドルと、

内側壁と、

前記内側壁の内部を前記電気器具への流体入口から流体出口まで延びる流体流路と、
前記内側壁の内部に配置され、前記流体入口を通って流体を引き込むためのファンユニットと、
前記外側壁と前記内側壁との間に配置されたシールと、

を備える、電気器具。

【請求項2】

前記流体流路中の流体は、前記流体入口から前記ファンユニットの上流端、前記ファンユニットを通って前記ファンユニットの下流端、及び流体出口に流れる、請求項1に記載の電気器具。

【請求項3】

前記シールは、前記流体入口の下流にある、請求項1又は2に記載の電気器具。

【請求項4】

前記シールは、前記ファンユニットの下流にある、請求項1から3のいずれかに記載の電気器具。

【請求項5】

前記シールは、Oリング、リップシール、又は何らかのオーバモールドシールを備える、請求項1に記載の電気器具。

【請求項6】

前記シールは、前記内側壁の前記半径方向外周の周りに延びる、請求項5に記載の電気器具。

【請求項7】

前記シールは、前記外側壁の半径方向内周の周りに延びる、請求項5に記載の電気器具。

【請求項 8】

前記第2のシールが設けられる、請求項1から7のいずれかに記載の電気器具。

【請求項 9】

前記第2のシールは、前記第1シールの下流に設けられる、請求項8に記載の電気器具。

【請求項 10】

前記外側壁は、少なくとも1つのユーザ操作可能ボタンを含むユーザインターフェースを備える、請求項8又は9に記載の電気器具。

【請求項 11】

前記ユーザインターフェースは、前記ユーザ操作可能ボタンと協働するアクチュエータをさらに備え、前記アクチュエータは、スイッチに機械的に接続される、請求項10に記載の電気器具。

【請求項 12】

別のシールが設けられる、請求項1から11のいずれかに記載の電気器具。

【請求項 13】

前記別のシールは、前記流体入口の下流に配置されかつ前記シールから離間する、請求項12に記載の電気器具。

【請求項 14】

前記電気器具は、ヘアケア電気器具である、請求項1から13のいずれかに記載の電気器具。

【請求項 15】

前記ヘアケア電気器具は、ヘアドライヤである、請求項14に記載の電気器具。